

お知らせ

記者発表資料

令和7年10月24日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、支店長が公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された下記業者について、指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社中央技術コンサルタンツ 東京都新宿区西新宿8-5-1

2. 指名停止措置期間

令和7年10月24日 ～ 令和7年12月23日 （2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴され、その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第8号>

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長 桜井 克彦（内線2511）

◎総務部 契約課 課長補佐 廣田 貴久（内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官 平本 健司（内線130）

◎総務部 経理調達課 課長補佐 辻 孝一朗（内線132）